

知多市物産振興会 「ちたもん」 登録申請のご案内

「ちたもん」とは、知多市の魅力ある商品をたくさんの人に知ってもらい、気軽に普段使いしてもらおうことを目的に令和元年に誕生した地域ブランドの称号です。今後、知多市物産振興会(商工会・観光協会・知多市で構成した会)では「ちたもん」を広く世間に周知することを考えていますので、多くの商品を登録申請して頂けますようご案内申し上げます。

記

部 門	①「食品（小売用の食品、菓子、酒、調味料等）」 ②「飲食店が提供しているオリジナル性の高い物」 ③「民芸品（小売用のアパレル製品及びグッズ等）」 ④「農産物（小売用にパッケージされた物）」 の 4部門
資 格	<u>知多市にて生産もしくは製造している事業者又は</u> <u>知多市にゆかりのある物を生産もしくは製造している事業者</u>
締 切	令和 6年9月30日（月）
方 法	<u>商品ごとに</u> 別紙の登録申請書に必要事項を記入の上、 商品画像データを添付して、知多市商工会までお申し込み下さい。
アイテム数	1部門につき3品まで
登録料	（ 無 料 ）

※登録申請書の作成については「ちたもん」のホームページを参考にして下さい。

※登録申請書のデータが必要な方は「ちたもん」ホームページからダウンロードして頂くか、下記アドレスに「登録申請書希望」とメールして下さい。

※登録期間は令和7年1月1日から2年間とし、以後更新制とします。

※「ちたもん」に登録された商品には、登録証を交付し、「ちたもん」専用のホームページ等に掲載して広く宣伝します。

詳しくは 知多市商工会 TEL 0562-55-0700
matumoto@chita-sci.or.jp

担当 松本まで

※ちたもん事業は知多市にゆかりのある商品を世間一般（特に知多市内）に広く周知するために行っていますので、登録に関する条件は

知多市内にて生産もしくは製造している事業者の商品又は
知多市にゆかりのある物を生産もしくは製造している市外業者の商品で
一定線以上の生産等をしているもの又は見込めるものです。

申請された商品は、物産振興会にて書類審査を行いますが
「ちたもん」として、ふさわしくないと判断されない限り
基本的に登録致しますので気軽に申請して下さい。

※登録数に関しては1部門3品までですが、「ちたもんプレミアム」の認定を受けている商品 及び すでに「ちたもん」に登録をされている商品を含めた数になりますので、よろしくお願いいたします。
但し、「ちたもん」に登録されている商品について、今回は入れ替え可能です。

※登録の可否に関しては登録証の発送をもってお知らせとします。
登録できない場合のみ電話連絡致します。

※登録部門番号

① 食品（小売用の食品、菓子、酒、調味料等）

（食品に関しては菓子と調味料のように種類がまったく違う商品であれば各3品ずつ登録することは可能です。）

② 飲食店が提供している物

（飲食店が提供している物に関してはオリジナル性を求めます。
市内の他店でも似たようなメニューを提供してそうな物をご遠慮ください。）

※登録できない例

（単なる やきそば、炒飯、ラーメン、牛丼、ハンバーグ等のメニュー）
（メニューの頭に店名等がついていてもオリジナル性がないと判断した場合は同様です。）

③ 民芸品（小売用のアパレル製品及びグッズ等）

④ 農産物（小売用にパッケージングされた物）